

○委員長（井上宜久）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会（第3日目）の会議を開会いたします。

午前9時00分 開議

○委員長（井上宜久）

本日は、昨日に引き続き認定第1号 決算認定について（一般会計）の質疑を行います。各部ごとの質疑として、まちづくり部、教育委員会事務局を行い、その後、総括の順に進めてまいります。質疑は歳入歳出及び附属資料全般について行いますので、質問の際は決算書または事業別説明書のページ数を明示してください。

本日の委員会は各課の主幹の方が出席しておりますが、発言がある場合は、挙手の上、私から指名がありましたらマイクのスイッチを入れ課名と名前をお願いいたします。また、答弁は簡潔にお願いします。

それでは、まちづくり部、街づくり推進課、上下水道課、産業振興課に属する部分についての質疑を行います。それでは、質疑をどうぞ。

高橋委員、どうぞ。

○2番（高橋久志）

2番議員、高橋久志です。

私は、説明資料の42、43の観光費、この中のあしがり郷瀬戸屋敷関係について質問いたします。

決算では1,271万、こういう形の中で出されております。古民家であるということで、これを核にした6次産業がいよいよ動き出しているということは承知をしているところでございます。瀬戸屋敷の維持管理を、先ほど金額を述べましたけれども、ほかの維持管理から比べてもちょっと高いのではないのかという感触を受けております。したがって、今後の維持管理について、どうしようとしているのか、あしがり郷瀬戸屋敷を周辺とした6次産業並びに周辺の関係、24年度において、どのような検討がなされているのか聞かせていただきたいと思っております。指定管理の関係については、一応、やらないという方向も聞いているわけですが、それを含めた周辺の件につきまして、お答えを願いたいと思っております。

○委員長（井上宜久）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

それでは、答弁させていただきます。

まず、あしがり郷瀬戸の維持管理についてでございますが、昨年度実施いたしました指定管理者制度に基づく可能性調査で調査していただいた内容でも、ほかの同様の施設に比べ格段に高いとか、そういうふうな結論は出ておりません。妥当な金額かということになっております。一応、昨年の結果といたしましては、今後数年

間は今の状況の町直営における運営をしていきたいと考えております。

また、6次産業、または指定管理者制度の調査の結果にもありましたように、今後、北部の開発がもたらされた状態で、再度、瀬戸屋敷を周辺といたしました各開発の案件、または、その利用状況、それらをもとに今後検討していくというようなことで結論を出してございます。ですので、6次産業化とあわせて、今後は北部の活性化に基づく開発、これらの進み具合にあわせて検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。

内容的にはわかりましたけれども、瀬戸屋敷を核としたいいわゆる観光を呼び込む、こういった事業、並びに施設の今後のあり方を真剣に考える必要があるというふうに思っております。瀬戸酒造、お酒の関係のことについて、今後のお酒の瀬戸酒屋店の意向もあるかと思うのですけれども、この辺の6次産業とあわせた観光を含めて、どのような協議がされてきているのか、聞かせてください。

○委員長（井上宜久）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

まず、あしがり郷瀬戸屋敷につきましては、ただいま議員から質問がありましたように、観光施設としての位置付けもございます。ただ、町といたしましては、教育の重要文化財という位置付けでございますので、町の文教の関係も捨てているわけではございません。ですから、ただ単に観光の施設という位置付けではなく、文教をあわせた中での施設という位置付けを持っております。

また、瀬戸酒造については隣接というか近隣でございますが、先ほど説明いたしました瀬戸屋敷周辺の北部の開発をあわせた中で、例えば、販売をする物販の部分、または昼食等を提示できるような飲食を販売できるもの、その中の一つとして、近くにそのような古い昔からの酒造所があるというようなことも、観光の一つの点として今後は考えられるのではないかということの提案は受けてございます。ただ、まだ、こちらにつきましては個人のものでございますので、私のほうで、ああしろ、こうしろというのはできていないというのが現状で、この後、北部の開発に向けてのワークショップみたいな検討会を開催する予定にしておりますので、その中でいろいろな発議があるのかと、このように考えております。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

周辺に緑陰広場がございまして、昔の農機具、そういったものがプレハブの中に

保管されているわけですが、やはり、瀬戸屋敷も古民家であると同時に、こうした昔の農作業を知る学習の一環としても、こういったものを公開していくと、こういうものも一つの観光の目玉になるんじゃないかなという提案をしておりますけれども、今の緑陰広場にある農機具を置いているプレハブの倉庫、あのままでいいのかどうか、検討されたことがあるのかどうか、聞かせてください。

○委員長（井上宜久）

産業振興課長。関連から、ちょっと外れていますけれども。

○産業振興課長（池谷勝則）

大変すみません。緑陰広場にあります施設につきましては、教育委員会で行っているもので、私のほうではちょっとわからないので、失礼します。

○委員長（井上宜久）

町長、どうぞ。

○町長（府川裕一）

今の農機具だけの話ではなくて、瀬戸屋敷周辺の話が今、出ましたので、町の考え方として町長として答えさせていただきたいと思えます。

この5月、新しい総合計画が始まりまして、各地区、総合計画のお話をさせていただいた中で、全体的な話として、第四次総合計画の中では南部地区に大型の投資をしてきました。そういった中で、あと1年ほどで南部地区の区画整理もある程度終わりますので、今度は北部に力を入れていきたいと。それは、開成町の総合計画の中で、人口が、これからまだ1万9,300まで10年間で伸びていく中で、定住人口は南地区でしたけれども、今度、北部については交流人口という形で整備をさせていただく。それは、瀬戸屋敷を核に整備をさせていただくことによって交流人口を増やしていきたいと。開成町の中の北部の交流人口と南部の定住人口、このバランスをとりながら、これから進めていきたいという話をさせていただいております。

その中で、瀬戸屋敷周辺の6次産業化の話がありました。そこに持っていくために、まず県に対しては道路の北進、都市計画道路、今、役場の横まで来ていますけれども、それを瀬戸屋敷、県道まで延ばしていただきたいという話は、この間の知事の懇談会の中でもお話をさせていただきました。

そして、さらに、今、瀬戸酒造の話も出ていますけれども、たまたま今、商工会の会長をされていまして、これは個人的な民間の一事業者でありますので、町がどうこうというわけではありませんけれども、創業148年という開成町の歴史ある宝であるので、町長としては瀬戸酒造店を、もう一度、できれば、あそこで開成町のお米で開成町の水でお酒をつくっていただけないかという後押しは、今、しております。それも一つです。

さらにトータルで言えば、瀬戸屋敷、年間5万人以上の来場者がありますけれども、開成町、今、ブランド化ということで、弥一芋、里芋を集中的にブランド化をしていきたいということで、登録商標としても弥一芋の名前もさせていただきますし

たけれども、これを核に開成町の農産物を販売する直売所、また開成町の農産物を使った農家レストランほか、周辺をこれから考えていきたいという中で、今年、どのように進めていくかということを含めて、北部農村地域の活性化検討委員会というものを立ち上げて進めていきたいというのが現状であります。

先ほどの農機具、昔の話がありました。緑陰広場の話なのですがそれだけでも、それはトータルの中で、その展示も含めて考えさせていただきますけれども、緑陰広場はもともと第二幼稚園の候補地として先人の人たちが確保していただいた土地だと私は理解しておりますけれども、以前の教育委員会の中の第二幼稚園のあり方について、結論はある程度出ささせていただいて、今の時点では幼稚園を新しく、もう一つ、つくるという考え方ではなくて、3歳児のほうの子育て支援を充実させていくという中で、あそこの活用方法は北部の中でこれから考えていく大事な場所だと思っています。

私の一アイデアとしては、子育て支援をこれから充実していく中で、南部地区ではなくて北部の自然の豊かな中で子育て支援の拠点として考えられないかなというふうには今、考えております。子育て支援の拠点として、緑陰広場の可能性はあるのではないかと。これは、トータルの北部の中で、単に農産物、また商工の一環だけではなくて、子育ても含めた中で北部地域を考えていきたいと思っています。農機具の関係においては、北部の一带の中で、どのような方向に持っているかは、これから検討させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

関連でお伺いいたします。

瀬戸屋敷の指定管理者制度についての調査を行って、委託をして、281万4,000円が委託料として支払われているわけですが、もともと指定管理者という話があったときに、出したときに、維持管理の面で指定管理者はどうでしょうかというような話が出たと思うのです。その後、6次産業とかという話が出てきまして、現在ではトータルで北部のことを6次産業等々を含めた形で瀬戸屋敷を考えていきたいということではありますが、ここで200万以上の委託料を払って指定管理者は断念するというような形になってきたわけですが、今後、6次産業、あるいは周辺一帯を含めた形で考えたときに、計画そのものというか、その中での瀬戸屋敷の指定管理者というような考え方が、また成り立ってくるのかなという感じもするのです。北部を瀬戸屋敷を核としてネットワークを組んでやっていくということであれば、そこでのまた指定管理者というのも見えてくるのかなと思うのですが、今後、その辺のところを町としてはどういうふうを考えていかれるのか。もう、あそこは全く指定管理者はだめなんだよという考えで進められるのか、ちょっと、そこをお伺いしたいと思います。

○委員長（井上宜久）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

瀬戸屋敷の指定管理の関係でございますけれども、議員おっしゃられるとおり、瀬戸屋敷は、あくまでも維持管理に限った指定管理ということではなく、将来に向けて瀬戸屋敷を一つの核とした地域の観光圏、先ほど町長が申し上げましたとおり、交流人口を図るための一つの観光圏として広く考えていくべきエリアと拠点であるというふうに考えております。したがって、瀬戸屋敷を、あくまでも維持管理面に限った指定管理ということではなくて、もっと広く捉えた全体的なマネジメント、文教的な側面ですとか観光的な側面ですとか、さまざまな性格がありますけれども、それらを全て包含した中で指定管理の可能性について再度考えていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

瀬戸屋敷も4億5,000万ぐらい、あれ、かかったのですかね。それと、あと維持費が毎年1,200万ぐらいかかっているわけですが、本来であれば、もう少し早く、そういう形の線を出しておかなくてはいけなかったかなと思うのですが、今後、そういうことで多角的にやっっていこうというような方向性が出てきたと思いますので、我々住民としても大いに期待するところでありますので、少しでも早くはっきりした形が出てくるような計画を進めていただきたいなと思います。

○委員長（井上宜久）

下山委員。

○4番（下山千津子）

本書では105ページ。同僚議員がおっしゃっていましたが、瀬戸屋敷の指定管理者導入可能性事業で280万も決算書には計上してございますが、予算書では346万5,000円ということですが、この調査報告書は7月に議員にはお示しいただいていますが、一般の町民には、いつごろお示しする予定でございましょうか。

○委員長（井上宜久）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

こちらの結果報告について、町民にオープンにするということは考えてございません。今、私どものほうで、町の施設の管理の方法ということを委託して調査結果を求めたもので、今後、これに基づいて、次のステップとして先ほどから出ております北部の活性化に対する拠点づくり、それらにこの結果を含めて進めていくというもので、この結果を全て公表して町民に何かするという事は考えておりません。

○委員長（井上宜久）

下山委員。

○4番（下山千津子）

4番、下山です。

先ほどもワークショップを立ち上げて、今後3年間を通じて進行していくというようにご答弁をいただきましたが、ワークショップを立ち上げる意味での、やはり指定管理者を育成するような、そういう人たちを一般公募して進めてはいかがでしょうか。お考えをお聞きます。

○委員長（井上宜久）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

今、議員が言われた3年間というのは、ちょっと何があれなのかわからないのですが、私どもは25年度中に検討会、ワークショップみたいなものを立ち上げるといことでは考えてございます。これについては、前回でも説明しましたように、第五次総合計画の前期の部分で具体化していきたい、構想を完全にまとめていきたいという考えを持っております。また、それに基づいて瀬戸屋敷の指定管理の広報とかということは考えていなくて、それは、あくまでも今までどおり町直営で、その間は進めていくと。あくまでも、北部の活性化の拠点としての整備がある程度進んで、その運営の方法が決定した時点で、再度、指定管理がどうなのか、それを含めて考える必要が出てくるということで、前回、説明もさせていただいたかと思っております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

下山委員。

○4番（下山千津子）

今、3年というふうなので、この7月に調査結果及び方針という資料をいただいた中に、今後、導入を考えるのであれば、やはり相当期間、3年以上が必要であるというような調査結果でしたので、ちょっと3年という言葉を入れさせていただきましたが、そういうことです。今後とも、よろしく願いいたします。

○委員長（井上宜久）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

この7月に私どものほうで説明させていただいた内容といたしましては、先ほどから言っております北部の活性化に基づく各拠点施設の整備、これらが、この後、進んで起きますので、例えば、農産物の直販・加工場、また農家レストラン等、周辺の整備、これがある程度できるのが、おおむね3年以降だろうと。それを待って、もう一度、指定管理について検討しましょうということで説明させていただいたのかなと、このように考えております。

○委員長（井上宜久）

ちょっとお願いをしたいのですけれども、今までの質疑の中で、決算の数字が最初は出てくるのですけれども、その先の考え方そのものが中心になっているというふうに印象を受けますので、できましたら決算主体の質疑をもう少し突っ込んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。小林秀樹委員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。

説明書資料7ページ、関連して9ページがございまして、土木管理使用料です。新しい条例ができたことによって、収入源として道路及び水路占用料が200万ほど、この年度に入っております。大変貴重な収入源だと思うのですが、この規則に定められた内容全ての徴収ができておられるのでしょうか、それとも、まだ、これは一部で、残りの対象箇所があるのだよということでしょうか。まず、それを一つ伺いまして、それから、ページ9の同じ占用料徴収、これは事務手数料なのですが、事務手数料として収入が入っているという中身を教えていただきたいと思います。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

小林委員のご質問にお答えします。

道路及び水路の占用ということで計上していますけれども、道路占用につきましては、道路の掘削等も兼ねた中の占用という部分で、基本的にはN T Tとか東京ガスという企業の占用物に対して占用料を取っていますので、ほぼ確実に占用料を徴収されてきていると。

あと、水路の占用、特に、こちらの水路の占用につきましては、橋の部分になります。現在、この条例を制定するに当たって調査等は実施しておりますけれども、具体的に言うと、田畑へ進入する橋という部分については占用を取っていませんの、そういう部分については占用料を徴収していないのですけれども、対象となる橋につきましては、申請が上がっていた分につきましては、占用料という部分では徴収が全部されています。ただ、全部、申請が100%されているかどうかというのは、現在、区域を定めながら確認しながら、申請漏れがないかどうかという部分については調査しております。

また、二つ目の占用料徴収事務手数料につきましては、こちらにつきましては、占用するための道路掘削等を行うときの掘削の面積によって手数料をいただいておりますので、こちらにつきましては、ほぼ100%徴収という形で収入は入っております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

小林委員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。

そうしますと、今、これは申請主義で徴収をするのだということで、申請漏れというか、申請しない人がまだいるかもしれないと。ある基準がありまして、それ以上のものを申請するというのは、一つは周知と一つは責任感というか義務感という問題だと思うのですが、その辺で、まだ期待というか、ちょっと期待というとな変な言葉かもしれませんが、まだまだ、これに関しての収入源は見込まれるというふうにお考えでしょうか。

それと、掘削の手数料については、わかりました。お願いします。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

占用料の収入増という形ですけれども、先ほどちょっと伝えました水路にかかる橋の部分というのは、順次、エリアを決めながら調査しながら申請が上がっているかどうかという部分はチェックしておりますので、そんなに大きな件数、申請漏れしている件数というのは少ないかと私たちは判断しております。ですから、収入に対しては、そんな大幅な増というものについては見込めないような形で判断しています。

○委員長（井上宜久）

答弁、いいですか。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

すみません、補足で。占用につきましては、今後、そういう占用する物件が多くなれば、収入的には増額になるというふうには考えております。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

今の道路及び水路占用料ということで、関連で質問をさせていただきたいと思えます。

この問題については、平成23年の決算の中でも質疑の中で質問をした経緯があります。1年たった中で、202万4,000円という収入が上がっております。これは、条例に定めた中で正式に徴収するという中で歳入だと思います。

今の報告の中では、随時、区域を決めながら、これ申請主義なので、申請されないところに啓発をしながら促しているというような答弁がされました。その部分で、真面目に申請している人はお金を払って、黙っていれば払わなくていいのだということは、あってはいけないと思うので、そこら辺の部分というのは、今日は決算報告なので、どれだけの成果を出したのかというのを数字であらわしてもらわないと、また、どこのエリアを区切った中で、そういう占用物等、確認をやったのだ



よということ言ってもらわないと、単なる200万のものが、例えば、来年度は300万になって上がったからいいのだでは、これはやはり平等の原則からすると外れているので、そこら辺の報告は決算書できちんとやってもらいたいというところで、その答弁を求めるのが1点。

あと、構造物、工作物ですね、これは固定したものを申請によってつくるとは思います。しかし、町の中を見ると、仮設で川をふさいだ中で横断し、駐車場の出入りをしたりとかしているというところがまれに見られます。そこら辺の指導も徹底した中で、これは進めていかななくてはいけないのかなというところで、そこら辺の周知もしているのかどうか。やはり構造物をかけると使用料を徴収されてしまうということで、安易に仮設で、言われたら外すよと。外せばいいのですけれども、言っているのかどうかというところも疑問の部分があるので、あわせて、それをやっているのかどうか、そこら辺の報告をお願いしたいと思います。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課主幹。

○街づくり推進課主幹（高橋清一）

街づくり推進課、高橋でございます。

ただいまの占用料徴収の関係でございますけれども、まず1点目に、この制度につきましては、平成21年度に導入させていただいて22年度から徴収という状況でございます。従前については無料と、占用等があったものに関しては占用料を取っていないという状況でございましたので、それまでに申請いただいた、ちょっとはっきりとした数字はわかりませんが、昭和40年当時ぐらいから占用した紙ベースの書類等がございます、そういったものを、その当時の職員、担当の者が、それまでに申請いただいたものに関して確認をして、改めて占用物件に関しては徴収とあわせて更新をするということにしております。

一般の橋等に関しましては3年ということで、管理者について適正に管理していただくという意味では3年ごとの更新、占用料については、ある一定幅以上、これは4メートルということでさせていただいておりますけれども、そちら以上のものに関しては、それ相応の面積に応じました徴収をさせていただくということをしております。この制度の切りかえに関しまして、従前の方、今まで既に申請いただいた方に関しましては、ご通知した中で確認をして、ある、なし等、含めた中で確認をした中で移行しておりますので、基本的には占用漏れ等はないのかなというふうには考えているところです。

ただ、先ほど課長等も申し上げているとおり、中には従前から申請をしていないと、この制度自体知らないという方もいらっしゃいますので、そちらに関しましては、この制度が始まった段階におきまして町の広報等を通じまして占用料の徴収についてお願いと、また申請等がされていない場合に関しては、ご相談、また申請等をお願いするというのを年何回か周知させていただいているという状況でございます。

また、それ以外にも、不法的な占用等に関しましては、街づくり推進課に関しては、さまざまにご相談、道路、水路等に関して来られます。その中で、これはどうだということがありましたら、それは適宜、現地を確認した上で、不法であると、占用物件の許可がないということですか、許可がありましたということでありましたら形状が変わっているということも含めまして、場合によっては指導させていただくということもしているという状況です。

参考までに、先ほど24年度中の徴収状況ということですがけれども、許可させていただいている物件の中で、徴収物件に関しましては100%という形の中で納付をいただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

今、答弁の中でわかるのですが、数字的なもので表現してもらいたかったというのが1点と、やはり、料金を徴収するということは、前々年度に申請している人は、このまま繰り上げで請求が来ますよという、変更はないですかという確認だけで、申請している正直な人が必然的にお金を徴収されて、黙っている人が徴収されていないというのは不平等になりますので。例えば、条例の部分で、徴収条例の中でさかのぼって徴収できるよというような制度なんかも、今後、周知期間が平成21年度で、今が25年度であれば日数的にたっているんで、そういう部分で条例をちょっといじるとか。正直に払っている者がずっと払っていて黙っている者が徴収されないというのは、やはりよくないと思いますので。

仮に、そういうものを検査しているのであれば、どのエリアを、どのように担当職員が回りながらチェックをしているのだという。その中に、今、言っていた不法占用をしている人たちへのチェックが何件かあって、これは持続的に改善命令を出していますよとか、しかし、従わないので、こういう対処をしていますよというものをしていかないと。あくまで片方で徴収が始まっている以上は、ルールにのっとって運用をしていかなくてはいけないというのは基本だと思いますので、そこら辺の部分で、言わなければいいのだというような、そういうやり方というのは町民からすると納得しない部分があり、我々のほうにも、その部分では苦情が何点か出ています。ただ、大きな問題ではないので、議会等、いろいろな予算の中でも質疑はしないですがけれども、今日は決算ということで、その部分は重要視していかなくてはいけないのだなという時期に来ていると思いますので。

数字的に持ち合わせていないという話ですが、そこら辺の数字をきちんと。やはり決算なので、今日は、報告するという義務がありますので、単なる数字をばんとアバウトに言うだけではなくて、そこら辺の、自分たちはこういう努力をしてきて町の至るところを改善してきたのだよというのを、この場で報告してもらいたいと

というのが一番、我々の望むところなので、ぜひ、そこら辺、もうちょっと明確に報告をお願いしたいと思います。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

数字的なものということで、今、言われていましたけれども、実績的には説明資料の7ページに道路の占用件数と水路の占用件数ということで、道路が41件、水路の占用が176件、そちらの部分での占用の徴収の件数という部分では入れていますけれども、全体の占用申請の総数というのは、申しわけございません、今、手元にはないものですから、今後、そういう数字につきましては表示をしていきたいと思えます。

また、条例の見直しにつきましては、現段階ではまだ考えてはいないというのが正直な話です。さかのぼって占用申請が出ていない部分について、占用が出た段階で徴収ができるかという部分については、内容のほうを再度確認しながら、そういうものができるのかどうかという部分を確認しながら、いつ、そういうものを直すかという部分については検討していきたいとは思いますが、その辺ができるかどうかという部分は、私も現段階ではわからないものですから、その辺は今後、そういうことを調べていきたいと思えます。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

自分がここで聞きたいのは、現況が、この数字に基づいて道路ないし水路の部分の占用が何件ですよというような、これを聞きたいのではなくて、申請が上がっていない部分での、要するに、徴収するに当たって、まじめに申請している人がこれだけいるのはわかっています。しかし、それに裏返して申請していない人がいるという。先ほど課長答弁の中で、町全体というのはなかなかできないので、区域を決めて調査をしているという答弁があったので、どこなのですか、何件ぐらいやっているのですかという部分で、再度、補足の形で質問をしているのですが。

やっているのであれば、ここで報告をしてもらえれば。アバウトでいいので、金井島地区をやりましたよ、下島地区をやりましたよと、もし資料がなければ言ってもらってもいいのですけれども。決算報告の中で、仮にそういうところがあるのであれば、我々議員、散らばっていますので、そこら辺の改善の、住民に対して、これはこういう徴収制度があるから申請してくださいよという声かけなんかもできるので、行政だけではなくて我々にも報告することによって、広報紙だけの発信だけではなくて、できると思えますので、そこら辺は公表していいのではないのかなと思えますので、ぜひ、よろしくお願ひします。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

調査のエリアということで、申しわけありません。具体的に言うと、今は北部のほうからということで、岡野、金井島、上延沢地区のほうは調査を行っております。

それで、今、言いました不法の占用の件数とか是正ということで、申しわけありません、具体的な数字はないのですけれども、やはり何件か不法占用という部分はありました。その中で、是正ということで通知は、たしか2件出しているというふうに私のほうでは確認しております。

○委員長（井上宜久）

3回ですけれども、認めます。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

ただいま、確実にというか、2件という形で表現がされました。その2件に通知を出して、その結果、成果というものが、この202万4,000円の中に反映されているのかどうかという報告も、あわせてよろしくお願いします。

○委員長（井上宜久）

公有地の関係については、最終答弁にしますので。街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

すみません。不法占用ということで2件ということで、その実例で言いますと、水路の上に板を乗せて、その上に植木を置いてしまっているというようなケースが2件あって、一応、是正勧告を出していますけれども、1件は、まだ最終的に直っていない状況というのは確認がとれております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

次に移ります。

議長の質問を認めます。

○12番（小林哲雄）

委員外委員の小林です。

今のにちょっと関連するのですが、もう少し説明をしっかりとしてほしい。今の話を聞いていると、橋は全部、お金を取っているみたいな勘違いをします。今、山田さんの質問の中で、違法物件はあるけれども、これをさかのぼって徴収できるかという議論ではなくて、4メートル以下だったら、ちゃんと申請して適正に町が管理できるという状況にすればいいわけで、占用料は取れないではないですか。だから、きちんと、さっき高橋主幹が言ったように、4メートル以内は無料です、オーバーした分だけ占用料を取っていますとか、1平米幾ら取っていますから幾らになります、そういうふうにちゃんと占用条例の中の趣旨を言ってから説明しないと。もう、完全に、今、占用料の問題云々で、橋をかけたら、すぐ占用料を取られてしまうみたいな錯覚に陥るので、その辺、行政側の説明をもっとわかりやすく丁寧に

して、議論をちゃんと真っすぐに進めてほしいなというふうに要望いたします。

以上です。

○委員長（井上宜久）

まちづくり部の答弁、よろしく申し上げます。

次に進みます。

高橋委員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。

質問を2点、させていただきたいと思います。

42、43の説明資料の関係でございます。商工振興費の中の経常的一般管理費、計上されております。この中で、商工振興のための町商工振興会への補助、これは理解をしているところですが、中小企業従業員の雇用安定のために退職金の一部補助を行ったと、この件数が19社128人というのが書かれているわけでございます。一般的な民間企業、あるいは、そういった関係においては、町が退職金について支援をすると、補助を出すというのは見かけない事例に実はなっております。町の商工の活性化のために退職金の関係というのはわかりますけれども、そこで質問いたしますけれども、この退職金の助成、限度額、並びに、これに関連した規則等でどうなっているのか、教えていただきたいと思います。それが1点です。

なお、住宅利子補助、これは労金という限定された関係の方が新築とか継続とかということでの出されている点でございますけれども、一般的な通例等を申し上げるならば、なぜ労金だけかという関係が私自身も感じておりますので、この辺の改善策、決算を踏まえて検討する余地があるのかどうか、あわせてお願いいたします。

それから、同じページの土木総務費の関係で経常的一般管理費の件でございます。道路照明の電気代、関係団体への負担金と明記されておりますけれども、私の質問は、ご承知のように、十文字橋の落橋、2007年の9月に台風9号によって橋が落橋した、松田町と協議、あるいは県、国とも協議をしながら復旧に当たったということは承知をしております。そこで、これらにかかわる債務分担金、これは、今回、どのぐらいの金額をこの中で出されているのか。そして、この落橋に伴う災害復旧費の債務完了の時期というのはどのようになっているのか、説明をお願いいたします。

○委員長（井上宜久）

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（橋本健一郎）

産業振興課、橋本です。よろしく申し上げます。

まず、初めの退職金の補助のほうなのですけれども、こちらの説明資料のほうで退職金の一部補助ということで、説明がちょっと誤っておりました。実際的には、各企業さんが掛けております退職金の共済制度がございまして、そちらの掛金の一

部の補助ということでやっております。内容といたしましては、中小企業退職金共済制度の省令の補助要綱がございまして、そちらに基づいて交付を行っております。内容といたしましては、1人当たり月5,000円を限度として、その分の1割、10%を限度額としておりますので、1人当たり500円ということになります。それが12カ月ですので、1人当たりとしては最高6,000円を支給してございます。

二つ目の住宅資金の利子補助なのですが、こちらは、なぜ労金だけかということございまして、うちのほうも、ほかの市町村等、確認したところ、労金さんにつきましては、全て審査に必要な書類を労金さんのほうでそろえていただいて申請のほうをいただいております。ほかの金融機関さんにつきましては、その辺を、要は、こちらの行政側で全部そろえませんと手続ができないということで、その辺がなかなか審査的にも難しいということもございまして、今現在は労金さんのみということで対象とさせていただきます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課主幹。

○街づくり推進課主幹（柏木克記）

街づくり推進課、柏木です。

償還金につきまして、報告させていただきます。十文字橋の償還金の負担金は、平成21年から平成30年までで一応、支払いは完了いたします。割合につきましては、開成町と松田町で2分の1ずつです。金額につきましては、その年によって異なりますが、昨年度は391万9,000円、その前年度は407万7,000円となっております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

鈴木委員、どうぞ。

○6番（鈴木庄市）

説明書では42ページ、決算書では100ページになりますか、中小企業小口資金融資関係費でございますが、まず、これの実績をお伺いします。昨年だけではなくて、できれば数年前の実績をお願いしたいと思います。多分、余り使われていない、利用されていないのではないかと思うので、その辺について伺います。なお、これの利息がどのくらいになるかということも、あわせてお願いいたします。

○委員長（井上宜久）

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（橋本健一郎）

産業振興課、橋本です。お願いします。

ただいまの小口資金融資制度なのですが、ここ数年間で申しますと、平成22年から22、23、24年という3年間につきましては、実績は0でございま

す。ここにつきまして、今年度、25年度になりまして、昨年、開成町のほうに中栄信用金庫ができました。以前はさがみ信用金庫のみだったのですけれども、中栄信用金庫ができて、それとも協議をさせていただきまして、今まで利率のほうで2.3%ということをやっていたのですけれども、ここで、うちのほうもぜひ利用者の拡大を図りたいということで、2行と協議した結果、2.0%ということで利率を下げることができました。ですから、25年度からは、今現在2.0%ということをやっております。

24年度までは0だったのですが、実際、ここを下げたということで、信金さんも一つが二つになったということで、ちょっと競争力も出たのかということで、今現在は、今年に入って5件利用がございました。さがみ信用金庫さんのほうなのですけれども、今現在5件ということで、まだ、そのほかプラス5件ぐらいが今後予定されているということで、資金のほうも不足みだということでお話をいただいております。ですから、今現在は2%での運用とさせていただいております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

鈴木委員。

○6番（鈴木庄市）

いろいろ利息を下げた、その結果、25年度には申し込みがありそうだということで、それで安心したのですが、余りにも今までずっとなかったからちょっと何ったわけです。利子だけではなくて、制度そのものをもっと利用できるように、あわせて改善をお願いして質問を終わります。

○委員長（井上宜久）

佐々木委員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

決算書の98、99、説明書の41ページの経常的一般管理費の中の農政専門員さんについて、ちょっとお尋ねします。今年度、農政委員さん、実際に何日ぐらい働いて、また、仕事の内容を、説明書の中に書かれておりますけれども、もうちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

○委員長（井上宜久）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

農政専門員につきましては、週4日の出勤をお願いしてございます。内容といたしましては、開成町の農業全般ということを中心にしておりますが、主に水田農業と、今、私どものほうで主に行っております弥一芋の普及・啓発、こちらを主眼的に実施していただいているところでございます。この後、国、県の施策にあわせて農政の取り組みについても、専門員の力を入れて各農家の方に周知、説明をしていく予定でおります。

○委員長（井上宜久）

佐々木委員。

○9番（佐々木昇）

この方の農政連絡員さんや農家さんたちのとの連携というのを、ちょっとすみません、教えていただきたいのですけれども、どのような形で連携をとっておられるのか。

○委員長（井上宜久）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

連携といいますと、どちらかというと、私たちの技術能力の達していないところの補助をしていただいて、特に、国、県の動向、または法制度の変更に伴って農家の方も知っておかなければならない、または、今後、開成町を初め農業の担い手も含めた農業のあり方、これらを普及して、また農家の方にもう一度見直していただく、そういうことをしていただく予定にしております。

今では、直接、農家の方と接しているところにつきましては、例えば、開成町の水田農業の大手で連絡協議会をつくっておるのですが、そちらでのアドバイザーを行ってもらったり、また、いろいろと国、県の各法的なものも教えていただいております。弥一芋に関しましては、率先して農家の方たちと調整をして、また県の技術センターとの中間パイプ役も行っていていただいて、弥一芋の発展に尽力していただいているところでございます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。

質問したいことは、109ページです。本誌の109ページの河川維持費のところであります。ここでは、水害防止のために河川、水路の改修工事を行っています。それとあわせて、しゅんせつ工事を20箇所、行っているわけですが、このしゅんせつ工事は町内でかなり必要とする箇所数が多いと思うのですが、24年度、行われましたしゅんせつ工事は、必要と思われる町内の河川の何%ぐらいに当たるのでしょうか。

それと、あわせて、もう1カ所、お伺いしたいと思います。次のページの111ページです。都市防災対策推進事業費の木造住宅耐震改修促進補助費であります。この件は耐震化の補助ということですが、昭和56年以前の物件に対しての耐震化ということで補助されているわけですが、申請のときのフローの説明書がありまして、ここをよく見ますと、昭和56年以前に建てたものであっても、56年以降に増築等を行うと補助の対象にならないというようなフローになっております。近隣でも補助を出しているところがあるわけなのですが、当町においては



補助をしないということであります。56年以前の対象物件であっても、例えば、一部屋を横に出して増築すると、それは対象外ということで、実際には、増築する部分に当たっては耐震化されているのですが、それ以前に建てたところについては一切、耐震化等をやらないわけです。ですから、本来の耐震という形での見方をすれば、増築を行っても56年度以前のものも耐震基準にマッチしないわけですから、そこを改修するときにも、当然、これは補助になるべきだというふうに私は考えるのですが。24年度のケースでも192万7,000円補助していますが、この中で、もう多分、それは該当していないと思うのですが、町の考え方をお聞かせください。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課主幹。

○街づくり推進課主幹（柏木克記）

街づくり推進課、柏木です。しゅんせつにつきまして、お答えさせていただきます。

昨年、しゅんせつをした箇所は、宮台と牛島の2カ所になります。自治会でクリーンデーのときに、春と秋のほうに2回やっていただいておりますので、全体として開成町、必要な箇所が何%あるかというのが、なかなか河川、毎年、水が流れて、しゅんせつすると、また次の箇所にたまってしまうという状況になっておりますので、全体的に必要なのが何%あるかというのは、申しわけございません、ちょっと把握できておりません。

以上です。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課主幹。

○街づくり推進課主幹（高橋清一）

街づくり推進課、高橋でございます。

2点目の質問ということで、木造住宅耐震改修工事等の補助制度ということでございますが、昭和56年3月以前に建築されたものが対象でございますが、一部、増築した場合におきましては対象外とさせていただいているという状況については、まず1点目に、建築基準法の中で増築に係る確認申請の手続がされた場合、基本的には、従前に建っていた建物に関しても、増築する部分を含めて現在での耐震基準にあわせるという中で、耐震改修を全体にするという基本的な話があるのかなと思っております。

ただ、法律上、全ての従前の建物に関しては改修しなくてもよいというようなところもルールがございまして、そうしてしまうと、なかなか耐震化が進まないという状況についても、現状、街づくり推進課としては把握しているところでございます。

また、周辺市町においても、そういった補助をしているケース等もございましてということも聞いておりますので、今後、こちらの制度については、さらに多く耐震

化を進めるということでは、その辺をちょっと検討した上でいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

そうだと思うのです。私も、目的は何かというところがちょっと外れていく気がするのです。増築することによって、従前の建物が耐震の数値を満たさない部分であっても、そこはそのままにしておいて増築の部分というのは、これ本末転倒の部分があると思いますので、ぜひ、その部分については検討願って。安全ということを重視した、これは補助だと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（井上宜久）

吉田委員。

○3番（吉田敏郎）

3番、吉田でございます。

決算書の146から147ページの道水路災害復旧費について、質問させていただきます。

まず、こちらの復旧費92万4,000円の内訳を確認させていただきたいのですけれども、よろしくお願ひします。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

吉田議員のご質問にお答えします。

道水路災害復旧事業費ということで、対象的には、平成25年1月11日に発生しました台風4号によりまして、主に……すみません、ちょっと今、データを間違えました。申しわけありません。7月ですね。4号台風で発生しました、主に強風による倒木ということで、倒木した箇所が、町道118号線のところで倒木が1カ所、あとは、主に公園ですけれども、公園につきましては、あじさい公園を含みます5カ所の公園で高木を中心に約20本の倒木がありまして、その倒木の処理ということで、そちらのほうの災害処理をしております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

吉田委員。

○3番（吉田敏郎）

そうしますと、こちらのよう道の道水路災害復旧費の全ては、倒木についての復旧処理費ということで、例えば、道路とか水路とか、そういうところに関する復旧に關したことは何もなかったと理解してよろしいでしょうか。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

議員のおっしゃるとおり、全て倒木の処理ということでもあります。

○委員長（井上宜久）

吉田委員。

○3番（吉田敏郎）

倒木の処理ということだと、木だけのことでやったということに理解しました。私が質問したのは、もし、道水路のほうの水路でも道のほうでも、そういうことがありましたら、ほかに質問しようかなと思ったことですので、全部倒木に関することでしたので理解をいたしました。

以上です。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

説明資料では、道水路の復旧ということで、説明書の57ページです、一番下の欄になりますけれども、説明の内容のところには平成24年7月の台風4号により被災した道水路の復旧に要した費用という部分を書いてありますけれども、こちらを修正しまして、道水路の復旧ではなくて倒木の処理という形で修正させていただきたいと思います。申しわけありませんでした。

○委員長（井上宜久）

ほかに、ございませんか。

小林委員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。

説明書ページ、42、43、下のほうで、道路新設改良費という8,359万というのがございます。この中で、町道235号線、下島から牛島、宮台に抜ける町道なのですが、ここの不動産鑑定をされています。この内容と、それから、235号線は南部開発の接続道路等が通るのですけれども、そういう点で、非常に南部開発の道路との格差というか悪さが目立つのです。住民からも自治会要望等でここは出ているのですが、それに対する補修事業というのは、この年度で235号線は対象というか実施されているのでしょうか。その2点について、お伺いいたします。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

小林議員のご質問にお答えします。

町道235号線の不動産鑑定につきましては、町道235号線の中でも下島交差点から南足柄側のほうに約150メートルぐらい入ったところの地点で土地の売買等がありまして、その部分に関して用地買収を行うために、その単価を決めるため

の不動産鑑定を実施したものです。

そこにつきましては、先ほど後半の質問にありました町道235号線の南部地区に附随する部分につきましては、現在、町のほうでも235号線のほうの拡幅計画等を持っています。それで、そのための用地買収等も実施しておりますので、そちらについては、順次、用地買収等を実施して改良工事をしていきたいと思っておりますし、計画以外のところの修繕につきましても、舗装の悪いところ等につきましては、順次、町のほうでも、まず応急的な処置を行った後、悪いところにつきましては、舗装の復旧という部分では実施しております。

○委員長（井上宜久）

小林委員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。

ということは、計画内容については地元の住民はご存じであると、行政の説明会でも、それは説明してあるというふうに理解してよろしいですね。

それから、その都度の道路補修というのについては了解いたしました。

○委員長（井上宜久）

答弁は、よろしいでしょうか。さらに、お願いしますか、答弁。

○10番（小林秀樹）

内容がそのとおりでしたので、結構です。

○委員長（井上宜久）

ほかに。

どうぞ、山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

説明資料41ページ、緑のネットワーク事業費として1,000万を計上されております。この部分で、あじさいの剪定ということで、ボランティアを募った中で剪定事業をされていると思います。今回の1,000万の内訳の中の、今、言うのは、あじさい植栽等工事費ということで、これ前年よりも予算が上がっております。その中で新規事業としてあじさい剪定ボランティア実施時の剪定枝等の収集、運搬、処分という形の項目が新規として載せられているのですが、これの内容というのは、前年と変わらないのか、これが新規として入れているから決算が上がったのか、そこら辺、説明がなかったもので、そこら辺の説明をよろしくお願いします。

○委員長（井上宜久）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

緑のネットワーク事業自体では、若干の増という、昨年が920万強ですので若干の増という形になっております。内容といたしましては、昨年とほぼ同じ内容で、剪定事業と植えかえ事業を行っている。そういうことで、多分、この金額だと、

入札の執行に伴う金額の誤差ぐらいの範疇になるのかなと考えております。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田です。

23年度については、ここには総体のトータルの緑のネットワーク事業費として1,000万の部分で助言を言われたと思うのですが、その中のあじさい植栽等工事費、320万計上されておりますが、前年よりもプラスされている部分の中に、事業概要が増えていて、以前なかった剪定ボランティアを募ったときの収集処分が入っていなかったのに、今回、24年度では入っていたので、そういう意味でのあれなのかなと思って、今まで、どこかほかで見ていたのかどうか、その部分をちょっとお聞きしたかったというところです。

○委員長（井上宜久）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

大変すみません。決算書97ページの中では、ここに3番、緑のネットワーク事業のところ、項目では剪定ボランティアのことの記載はしていないと思うのですが、どちらを見ているか、もう一度、教えていただけますでしょうか。

○委員長（井上宜久）

山田委員、どうぞ。

○8番（山田貴弘）

8番、山田です。

あじさい苗の剪定等の委託という部分の中に、これ県費との補助金の問題もあるのかどうかというのを聞いたかったのです。農と緑の補助金があると思うのですが、そこら辺の部分の内訳の中で、今回、剪定ボランティアを頼んだときに、処分が今までの剪定だけの事業内容にくっつけたのかどうかというのを中身としては聞いたかったもので、そこら辺の内訳が入る手前でちょっと伝わらなかったみたいで、率直に言うと、そこです。

○委員長（井上宜久）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

どうもすみませんでした。こちらの97ページに記載しておりますあじさいの里等維持管理、こちらの中に剪定ボラで行った剪定枝の撤去は前年も入っております。今回、あじさいの植栽等工事というのが入っておると思うのですが、この金額が319万8,300円と入っておりますが、これが、先ほど議員の質問がありました県の補助事業の対象事業にするために最低事業費300万という枠がございましたので、当初よりも、そのところで金額を増やしているところではございます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

24年度は、そこら辺の県費の関係の枠組みの中で300万以上ということで、今、説明の中でわかりました。そのような中で事業、ボランティアに来てもらって剪定している中に、一部、有料の業者が入ってきて処分をするという部分の中で、今までもやっていたよという、事業は別の中でやっていたよという説明にはなると思うのですが、そこら辺の絡みの中で特に問題はなかったのか。事業を遂行するに当たって、どうしてもボランティアをやる人と有料という部分、すごく気になるところなので、特に前年と一緒のやり方でやったのだよと、あくまで補助金をもらうために、こういうちょっと変則的な組み方をしたのだよという部分なのか、そこら辺、ちょっと気がかりな部分なので、よろしくをお願いします。

○委員長（井上宜久）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

そのところは補助金対象から除外されている事業ですので、もともと入っておりません。3年前までは、剪定ボラを行ったときの剪定枝の撤去というのは、そこで単独発注させていただいておりました。ところが、同じ時期に、残ったあじさいの剪定を業者に委託するという委託を発注しております。その時間差としては半月から1カ月弱ですので、2年前から合体させて、業者が行う剪定作業とボランティアで行った剪定枝の撤去というものを一緒にすることによって、業者が行う剪定枝の中に一緒に搬出することによって作業を一本化させてしまったと。そういうような形で考えて、特に、これについて意味はなかったかと思っております。

○委員長（井上宜久）

菊川委員、どうぞ。

○1番（菊川敬人）

ただいまの同僚議員の質問と関連いたします。

あじさいの里の維持管理費の委託費が690万ほどありまして、今、言われましたあじさいの植栽が319万というふうにあるのですが、これは、植栽に関しては県の補助金に関連して300万以上にしているということでありまして、この二つの事業を合体して、さらに多く県から補助金をいただくということが可能かなと思ったのですけれども、それはできるのでしょうか。

○委員長（井上宜久）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

それにつきまして、実は、25年度の当初予算のときに、そのようになるというように合体でやらせていただいたのですが、大変すみません、その後、6月

の補正ですぐに変えさせていただいたのが、神奈川県と調整したところ、やはり別物として考えると。つまり、合体してしまうと補助事業としての趣旨とは反するものが多くなるので、補助対象事業外になってしまうというのがもともと出てきてしまったので、それでは困るので工事だけは別件にするというようなことで、また組み直させていただいたということでございます。ですので、今、せっかくの提案ではございますが、そういうことで、今回、6月でも補正させていただいたということで、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。

決算書の111ページ、南部地区土地区画整理事業支援事業費、この関係について質問いたします。説明資料では、45ページの上段にある中身になるかと思いません。

1点目の質問は、区画整理事業に伴う国庫補助金、これが説明資料の中では旧地域住宅支援とか、それから旧地域活力整備云々と、いろいろ分かれて補助金が国から出ているということだと思っておりますが、国庫補助金のメニューの方法が変更されたと、このように受けとめていいのかどうか。と同時に、現在は、このメニューを取るための補助金の名称というのはどうなっているのかなというのが質問の一つでございます。

それから、土地区画整理事業の町の助成規則に基づく1億円を支出したと、ここに書かれております。そこで、町の規則に基づく町助成金の平成24年度末、今も工事が区画整理事業、行われておりますけれども、24年度末におかれまして町の助成金の総額的なものを把握していただきたいと思います。そこが2点目です。

それから、3点目は、計画書の中でちょっと読み切れない点がございまして、町の助成金は南部地区土地区画整理事業負担金の中、この中に1億円が含まれているのか、それとも南部地区土地区画整理事業支援事業費負担金、繰越明許分という形がありますけれども、この辺は、決算上、今後、あり方として、組合施行の区画整理事業支援事業ですので、規則に基づいた町の助成金は金額は幾らだと、こういう形の決算書をつくるべきではないかと思うのですが、決算書のあり方を含めて答弁をいただきたい。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

高橋議員のご質問にお答えします。

まず、国庫補助事業につきまして、一番最初の質問でございますけれども、現在は国庫補助の名称が社会資本整備総合交付金という形で一本になっております。ただ、交付金の内容につきましても旧の国庫補助金の要綱等を使っておりますので、

そちらの部分につきまして、旧の国庫補助金ということで、先ほど議員のほうからも言われました地域活力創造基盤交付金という部分と地域住宅支援事業という部分の補助金をもらっていた中で、一本にされたのですけれども、支出内容的な補助率とか支出する内容の補助対象が違ってきますので、それは、そのまま引きずってしまっているため、その部分で分けた名前を入れております。

それと、2番目の町の助成金につきましては、現在、平成24年度1億円ということで、平成22年度から町の助成金として支払っております、22年度、23年度、24年度、おのこの毎年1億円ずつを支払っております。

決算書の書き方ということで、議員の指摘のとおり、ここの中で、国庫補助金と町の助成金で支払っている1億円が全て、この一つの1億5,317万5,000円の中に入ってしまったので、そちらにつきましては、今後、財政とも調整して明示の仕方等は検討していきます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。

社会資本整備等の補助金に統合されたということは、わかりました。

この補助金のメニューというものは、例えば、私なんかの受けとめ方として、都市街路の関係とか、いろいろあるかと承知はしているのですけれども、24年度においては、主な補助金の工事関係で申し上げるならば、何から補助金を町としていただいているのか、この辺、わかったら教えていただきたい。

それから、平成22年度から町の規則に基づいて町の助成金、答弁では22年から1億円ずつ3億円。規則の中には、都市街路とか、そういったものを除きまして工事費の1割以内、こうなっているわけですけれども、24年度の段階では継続して22年から24年度まで、こういう形ですけれども、総額的に改めて伺いますけれども、町の助成金の総額、今の段階で金額がわかったら教えていただきたい。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

まず、1点目の補助金に対する事業の内容ということで、国庫補助につきましては2点、分かれています、一つが区画道路の築造、それに伴う移転補償という部分で支出しております。それと、もう1カ所が都市計画道路の築造に対する工事と、それに伴う移転の補償ということの2点についての国庫補助の支出をしております。

町の助成の内容につきましては、宅地が整備されていまして、そちらの宅地に入る雨水ます、雨水管等、あと污水管等の取り出し管の工事と、あと清水川沿いの道路の築造工事に町のほうの助成の対象としては支払っております。あと、町のほうの助成につきましては、南部地区の事業計画の事業費が76億9,500万円、こ



ちらのうちの国庫補助事業を抜いた50億の10%ということで5億100万の助成の金額になっております。今現在は計画ということです。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

ちょっと確認しておきたいのですけれども、24年度は町の助成金が1億円ということで、今まで通算で3億円という。これよりも相当な金額が今後予想されるということは今の答弁でわかりましたけれども、全てが町の助成金の規則に該当するというふうには私も思っておりませんで、都市街路とか、そういったものを除いた形の残りの事業費の1割を限度にという形ですね。今の話ですと76億何千万のうち、都市街路等を除いた形では50数億になるのかという話ですけれども、それで間違いございませんか。確認させてください。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

町の助成としては5億100万ということで、対象事業としては50何億という組合のほうの事業に対する補助の割合になります。間違いありません。

あと、すみません、先ほど助成金の中での工事の中で清水川沿いの道路ということで私のほうで言ったのですけれども、仙了川沿いの道路の間違いでした。申しわけありませんでした。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

説明書の21ページ、決算書では40ページ、あじさい公園東屋焼失損害賠償の件です。ここでは294万円、歳入の中に入っていますが、説明では20件ということで報告をもらっております。ここら辺は現状でどうなっているのか、終わったのか、解決が全てしたのか、そこら辺の報告をもらいたいと思います。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課主幹。

○街づくり推進課主幹（高橋清一）

街づくり推進課、高橋でございます。

先ほどの東屋の焼失に関する賠償の関係の状況ということで、ご報告させていただきます。

賠償に関しましては、対象が5人おられまして、そのうち4人の方が賠償金額については分割ということを選択されまして、その分割状況ということですが、5人のうち二人の方が一括払い、そして二人の方が6回払い、もう一人残った方が23回払いという形でございます。その中で、一括払いと6回払いの方に関しては、

全て24年度中に完納という状況、そして23回払いのお一人の方に関しましては、毎月払いという状況でございますので、24年度中には、まだお支払いが完納してございません。

こちらについては、引き続きお支払いをいただいている状況でございます。状況としては1回のお支払いについては1件という形の中で20件ということで、収入がございました294万円という状況でございます。一応、完納が、お一人残っている方につきましては、最後のお支払い日のほうが平成26年9月だったかな、平成25年度中にはちょっとまだお支払いのほうが終わらずに、26年の9月ごろに完納するという事で予定をしております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

東屋の件については、わかりました。ぜひ、全て徴収をしてください、頑張ってください。

東屋、焼失した後、その後、何もされない中で決算を迎えたという中で、損害金については徐々に、あとちょっと残す程度で回収はできるということで、今後の部分では、その部分をどう計画していくかということも考えなくてはいけない部分というのがあるのですが。

歳入でいえば、17ページのあじさいの里、あじさい維持管理等のための寄附金だとか、その上のあじさい郷瀬戸屋敷の維持管理の寄附金だとか、こういうものなんかは徐々に毎年、決算を迎えるごとに積み増していく中で、最終はどこなのかという部分はあると思いますが、東屋も含めた中で、ここら辺、一体、寄附金の活用というのを、24年の決算を迎えた中で、府川町政の中で、どのような考え方を持って寄附金の結果というのですか、総括になったのか。そこら辺、東屋も絡んだ中で北部の部分、どのように今後活用していくのか、そこら辺の報告をもらいたいと思います。

○委員長（井上宜久）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

あじさいの維持管理の寄附金については、現在、それなりにたまっているところなんですけれども、まだ、いわゆるあじさいそのもの、これの維持管理の費用もかなりかかるというところで、あじさいの里そのものの主役はあじさいでございますので、その部分のメンテナンスの費用に主にかかっていくのだらうというふうには考えております。もっと基金等が、ある程度、残高が多くなって財政状況も好転した中では、そういった全体的な建てかえですとか改築ですとか、そういったものも考えていきたいと思いますが、現在のところ、短期的なところで、この基金をもって早急に対応するというところまでは、まだちょっと考えにくいというのが現状

でございます。

○委員長（井上宜久）

まちづくり部の質疑に大分長時間費やしていますので、あと1点あれば受けて次に進みたいと思いますけれども、いかがですか。

佐々木委員、どうぞ。では、この1点で、よろしくをお願いします。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

この決算書は余り関係ないのですけれども、公園維持管理費ということで、去年の12月、私、一般質問で公園、昔の所管の課の看板がついているのを対応してほしいということをお願いしたのですけれども、それがまだ全然対応されていませんので、これ、かなりの数がありますので、ぜひ対応していただきたいと思います。

○委員長（井上宜久）

街づくり推進課主幹。

○街づくり推進課主幹（高橋清一）

街づくり推進課、高橋でございます。

ご指摘の課の名称につきましては、都市整備課というところだと思います。こちらについては、従前、課の名称が変わった関係という形で、十数カ所だと思いますが、多く掲示してあるところは私も確認しているところでございます。ご指摘いただいたというところがあった中で、ただ、看板自体が、すぐに張りかえると費用的なものもございますので、できるだけ早急に対応したいというふうに考えているところでございますので、もうしばらくお時間をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（井上宜久）

まだ残りはあるかと思いますが、ある方は総括の中でまた出させていただきますというように思います。

以上で、まちづくり部の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

午前10時35分